

工場の立地を目的とする 太子町基準を策定しました

工場の立地場所をご検討の事業者様へご案内

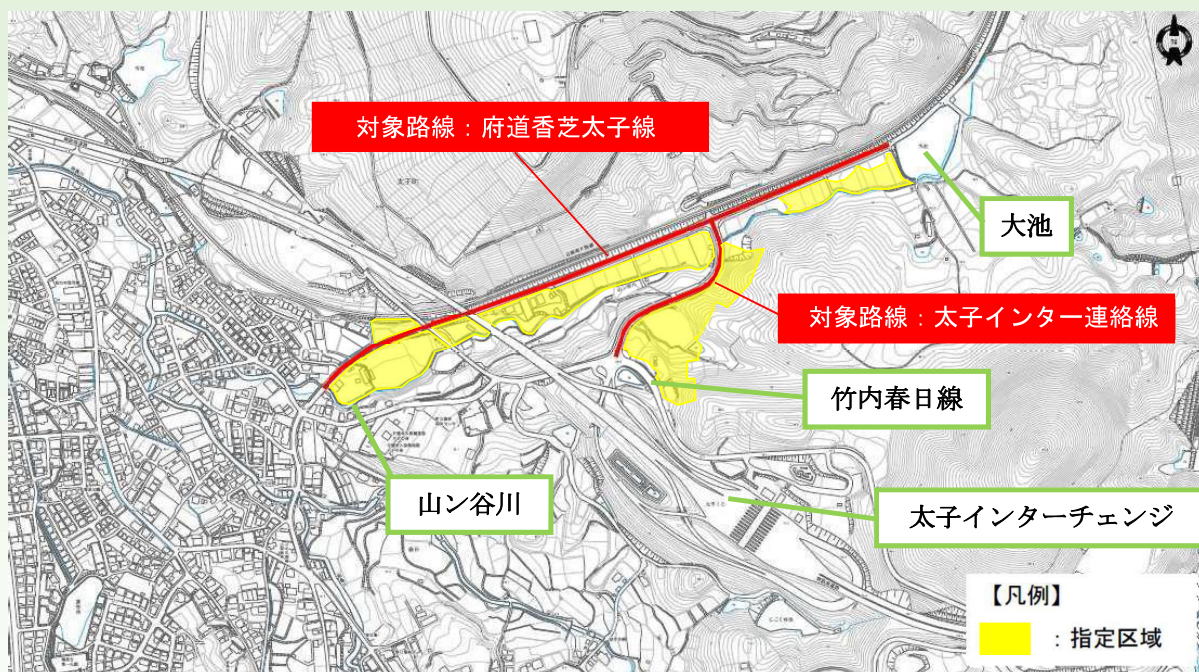
本町では、新たな産業を誘致することにより雇用の創出・地域経済の活性化を図るため、工場の立地を目的とする太子町基準（提案基準 26-2）の策定を行いました。これより、関連法令及び基準の要件を満たしている案件については、大阪府開発審査会の議を経て、許可を受けることにより、工場の新たな建築が可能となります。

太子インターチェンジも
近くて好立地！



対象区域

※詳細はホームページをご覧ください。



建築物の用途

準工業地域で建築可能な工場。（建築基準法別表第2（る）項のうち第一号及び第二号以外のもの。）

（注）工業地域や工業専用地域でしか建築できない用途は許可対象としていません。

建築物の敷地面積

対象区域は、市街化調整区域となるため、基本的に地区計画制度を活用することとしていますが、地区計画は面積要件があることから、地区計画の対象とならない500平方メートル以上5,000平方メートル未満において、工場の建築ができるようになりました。

※土地所有者様との土地売買等の調整は、各事業者様で行ってください。

太子町 まちづくり推進部 地域整備課

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

TEL 0721-98-5523 FAX 0721-98-4514

tiikiseibi@town.taishi.osaka.jp

基準等詳細はこちら⇒



URL
<https://www.town.taishi.osaka.jp/busyo/machidukurisuisinbu/chikiseibika/tosikeikaku/4503.html>